三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

職種・職の概要	選挙事務員 令和８年４月から令和９年３月の間に執行される選挙の事務に従事する人員を確保する目的で設置する職で、期日前投票所及び当日投票所等での選挙事務を担います。	
募集人数	パートタイム（日々雇用）：若干名	
申込受付期間	令和８年１０月９日（金）午前９時００分から 令和９年３月３１日（水）午後５時００分まで ※人員が充足次第、受付を終了します。	
業務内容	令和８年４月から令和９年３月の間に執行される選挙の事務 次の１～３のいずれか １　期日前投票所の事務（受付、名簿対照、投票用紙の交付等） ２　当日投票所の事務（前日準備、受付、名簿対照、投票用紙の交付等） ３　選挙管理委員会事務局での事務補助（投票・開票準備、片付け等）	
受験資格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 １　令和８年度中に日々雇用登録可能である人 ２　選挙管理委員会事務局から勤務の依頼がある場合に、パートタイム（１日あたり７時間４５分まで、かつ１週間あたり１５時間３０分まで）の勤務が可能である人 （※地方公務員法第１６条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 ⑴　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ⑵　三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人 ⑶　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人）	
受験手続	１　提出書類 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前６か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦４㎝横３㎝）を所定の位置に貼ってください。 ２　提出方法・期限 ⑴　直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 ⑵　郵送 提出書類を角形２号封筒（24.0 ㎝×33.2 ㎝）に入れ、封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込（選挙事務員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。	
試験	１　面接試験（個人ごとの面接による口述試験　約１０分） ※面接試験は、申込受付時等に随時行います。	
審査・合格～登録	審査	面接試験・書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	面接試験実施後２週間程度で、受験者全員に合否の結果を文書等で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。

	名簿登載（職種別）	試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は、令和９年３月３１日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用資格を失います。
任用	繁忙期や業務量等を考慮し、常勤職員（又は当該職の職員）が休暇や出張等により不在となり、代替職員が必要となった場合や、緊急的な業務が発生した場合等において、名簿登録者の中から、適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ、適当な方を選定して任用します。 任用の際は、選挙管理委員会事務局から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。	
個人情報の取扱い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	登録期間	登録日から令和９年３月３１日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市役所・各支所のほか、三次市内の公共施設
	勤務時間	１日につき７時間４５分まで、かつ１週間あたり１５時間３０分までの間で、選挙管理委員会事務局から勤務を依頼した期間 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休日	なし
	休暇制度	なし
	給料・報酬	（行政職給料表１－１１号給） 日額９，７７２円（時間単位で勤務する場合：１，２６１円）
	手当制度	時間外勤務報酬、通勤手当相当費用弁償ほか
	福利厚生	災害補償
	服務	地方公務員法第３０条から第３７条の規定が適用されます。
	分限・懲戒	地方公務員法第２８条（分限）及び第２９条（懲戒）の規定が適用されます。
申込・問合せ先	〒728-8501　三次市十日市中二丁目８番１号 三次市選挙管理委員会事務局（市役所東館３階） TEL 0824-62-6195　FAX 0824-62-6289 受付時間：月～金曜日の９：００～１７：００（祝日を除く）	

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。